

就学援助制度のお知らせ

令和8年度

平塚市教育委員会では、経済的な理由で平塚市立学校または県立中等教育学校に通うお子さんの就学にお困りの方に対し、学用品費や給食費などの一部費用を援助しています。

1 援助の対象となる方（いずれの場合も申請が必要です）

生活保護を受けている世帯（要保護世帯）

生活保護世帯に準ずる程度に困窮している世帯（準要保護世帯）

＜目安となる年間総収入額＞

世帯 人数	世帯構成（例）	同一生計又は同一住所の方の年間総収入額（目安）	
		持家の場合	借家等（家賃80,000円の場合）
4人	父40歳、母35歳、中学生、小学生	約 5,047,000円	約 6,204,000円
3人	母35歳、小学生、未就学児（0～5歳）	約 4,385,000円	約 5,278,000円

2 申請方法、必要書類

提出するもの

・提出書類（申請者全員共通の書類）

就学援助支給申請書（兼世帯票）	・必要事項を漏れなく記入し提出してください。
家賃等の証明の写し	・契約者名や家賃が確認できる書類（持家の場合は添付書類不要です。） 対象者：賃貸住宅、単身赴任など家賃支払が生じている世帯です。 家賃等の証明が未提出の場合は、家賃支払が無い世帯として審査します。
口座名義人・口座番号・金融機関 及び支店名が分かる書類の写し	・通帳の写し等 通帳の写し等がない場合、認定後でも支給先が特定できず、支給されない可能性があります。

・各申請理由により添付いただく書類

申請理由	添付書類
生活保護受給世帯	・添付書類なし（生活保護廃止となった場合は下記書類が必要です。）
生活困窮世帯	・児童生徒と生計を共にするご家族のうち、収入のある方全員の前年（令和7年1月～12月）の収入証明書類 源泉徴収票、確定申告書（第1表、第2表、損益計算書、收支内訳書、株式等の所得がある場合は同様に確定申告書（申告書分離課税用第3表）） 市県民税課税証明書は、申請の年の6月以降に発行されたもののみ有効（前年度の証明書等は無効） ・児童扶養手当証書の写し （児童扶養手当証書を提出しても、世帯収入が基準額を超過する場合は認定されません。）

申請書

各学校、教育委員会学務課（市役所7階）、平塚市ホームページにあります。（二次元コード参照）

また、学校への未納費用（校外活動費や修学旅行費など）がある場合には、教育委員会から学校長へ就学援助費を納付することができます。

提出先

お子さんが通学する学校に提出してください。

小学生と中学生のお子さんがいる場合は小学校に提出してください。

就学援助等HP



3 締め切り

4月からの認定希望の場合は**令和8年2月末日**までに学校へ提出してください。

5月以降は随时受付、**令和9年1月末日が最終期限です。**

- ・確定申告未申告などで収入証明が手元にない場合は、申請書のみ先に提出し後日収入証明書類を提出してください
- ・申請書のみでは審査ができず保留扱いとなり、期限内に提出されない場合は認定されません。

4 援助の決定

- ・提出書類を基に審査し(前年の収入や控除額を基に計算)、6月下旬までに結果を申請者に郵送します。(書類に不備のない方のみ)
- ・5月以降の申請は、隨時結果を郵送します。(書類に不備のない方のみ)
- ・申請内容に変更が生じた場合は、速やかに学校または教育委員会に連絡してください。

5 援助の種類と支給予定額(年額)

令和8年度支給予定(支給額は変更になる可能性があります。)

費目	支給対象者		支給対象・支給額		備考	支給時期	
	要保護	準要保護	小学校	中学校			
学用品費 通学用品費	×		第1学年(小) 11,630円 第1学年(中) 22,730円 他学年(小) 13,900円 他学年(中) 25,000円			7月末	
新入学用品費	×		57,060円	63,000円	第1学年(前年度に入学準備金を支給していない4月1日援助開始者のみ対象)		7月末
校外活動費 (宿泊無)	×		1,600円	2,310円	宿泊を伴わない校外活動・修学旅行を含む		7月末
校外活動費 (宿泊有)	×		3,690円以内	6,210円以内			7・12・3月末
給食費	×		徴収額(学務課から学校給食課へ直接支給)				
修学旅行費 (宿泊有)			×	実費 (60,910円 以内)	集金額と振込額が異なります	学校からの 報告後、 約1ヶ月程度	
卒業時諸費用代			×	10,000円			3月末
入学準備金	×		6年生 81,000円	×	この支給を受けた者は、中学入学後の「新入学用品費」は対象外。		1月末
通学費	×		実費(上限あり) 交通機関を利用する児童生徒(通常学級:児童は、片道4km以上、生徒は6km以上。)				7・12・3月末
医療費			対象者に医療券を交付(学校から治療の指示を受けた児童生徒)				
めがね購入費	×		対象者にめがね購入券(11,000円以内)を交付 裸眼・矯正視力が両眼または片眼が0.7未満(学校の視力検査でC,Dで、眼科でめがねが必要と診断された児童生徒)			5月以降、希望した児童生徒に交付	

この表は4月認定者の目安です。年度中途から認定された場合は月割りで、支給されない費目もあります。また、支給時期は学校からの報告状況により変更となる場合があります。

4月分から認定通知書交付月までの学校給食費は、一旦お支払いください。

詳細は学校給食課(0463-35-8119)へお問い合わせください。

注意事項

申請は毎年必要です。

現在、就学援助を受けている方も継続希望の場合は、申請書と添付書類を提出してください。申請がない場合、更新されません。

申請書・添付書類に不備があると認定できません。

問い合わせ先 平塚市教育委員会 学務課学務担当

〒254-8686 平塚市浅間町9番1号 市役所本館7階705窓口 ☎35-8118